三　マンションの管理に関する調査及び研究を行うこと。
四　マンションの管理の適正化の推進に資する啓発活動及び広報活動を行うこと。
五　前各号に掲げるもののほか、マンションの管理の適正化の推進に資する業務を行うこと。
（支援法人の都道府県知事又は市町村長による援助への協力）
第五条の五　支援法人は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第九十七条第三項、第百六十条第三項又は第二百十三条第三項の規定により都道府県知事又は市町村長から協力を要請されたときは、当該要請に応じ、同法第九十七条第一項、第百六十条第一項又は第二百十三条第一項に規定する援助に関し協力するものとする。
（秘密保持義務）
第五条の六　支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、第五条の四第一号又は第二号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
（業務の休廃止）
第五条の七　支援法人は、管理支援業務を休止し、又は廃止したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。
2　前項の規定により管理支援業務を廃止した旨の届出があったときは、当該支援法人に係る第五条の三第一項の規定による登録は、その効力を失う。
（監督）
第五条の八　都道府県知事等は、管理支援業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その管理支援業務に関し報告をさせることができる。
2　都道府県知事等は、支援法人の管理支援業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該支援法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
3　都道府県知事等は、支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条の三第一項の規定による登録を取り消すことができる。
一　管理支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
二　第五条の三第二項第二号に該当するに至ったとき。
三　第五条の三第四項又は前条第一項の規定に違反したとき。
四　第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
五　前項の規定による命令に違反したとき。
六　不正の手段により第五条の三第一項の規定による登録を受けたとき。
（公表）
第五条の九　都道府県知事等は、次に掲げる場合には、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
一　第五条の三第一項の規定による登録をしたとき。
二　第五条の三第四項の規定による届出があったとき。
三　第五条の七第一項の規定による届出があったとき。
四　前条第三項の規定により第五条の三第一項の規定による登録を取り消したとき。
（国土交通省令への委任）
第五条の十　第五条の三第一項の規定による登録の手続その他支援法人に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。
（情報の提供等）
第五条の十一　国及び関係地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。
（支援法人によるマンション管理適正化推進計画の作成等の提案）
第五条の十二　支援法人は、都道府県等に対し、管理支援業務の実施を通じて得られた知見に基づき、マンション管理適正化推進計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係るマンション管理適正化推進計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。
2　前項の規定による提案を受けた都道府県等は、当該提案に基づきマンション管理適正化推進計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした支援法人に通知するものとする。この場合において、マンション管理適正化推進計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。
第九十二条の二中「（平成十四年法律第七十八号）」を削る。
第百四条の二第一項中「及び第三章」を「から第三章まで」に改める。
第百七条第一項第一号中「第五条の十二第二項」を「第五条の六、第五条の二十二第二項」に改める。
第百九条第一項第一号中「第五条の八」を「第五条の十八」に改める。
第百十三条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。
一　第五条の二第六項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
第五条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部を次のように改正する。
目次中「第五条の二」を「第五条の二の二」に、「第五条の十二」を「第五条の十二の二」に改める。
第二章に次の一条を加える。
（マンション所有者不明専有部分等の管理に関する区分所有法の特例）
第五条の二の二　都道府県知事等は、居住その他の使用がなされていないことが常態であるマンションの専有部分であって、その区分所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないもの（マンションの専有部分が数人の共有に属する場合にあっては、共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないマンションの専有部分の共有持分。第五条の十二の二第一項において「マンション所有者不明専有部分」という。）につき、その適正な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、区分所有法第四十六条の二第一項の規定による命令の請求をすることができる。
2　都道府県知事等は、マンションの専有部分が適正に管理されていないことにより、そのまま放置すれば、著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態その他マンションの居住環境の保全を図るために放置することが不適切である状態となると認められるマンションの専有部分（第五条の十二の二第一項において「マンション管理不全専有部分」という。）につき、その適正な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、区分所有法第四十六条の八第一項の規定による命令の請求をすることができる。
3　都道府県知事等は、マンションの共用部分（区分所有法第二条第四項に規定する共用部分をいう。以下この項において同じ。）が適正に管理されていないことにより、そのまま放置すれば、著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態その他マンションにおける居住環境の保全を図るために放置することが不適切である状態となると認められるマンションの共用部分（第五条の十二の二第一項において「マンション管理不全共用部分」という。）につき、その適正な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、区分所有法第四十六条の十三第一項の規定による命令の請求をすることができる。
第五条の五中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、「第百六十条第三項」の下に「、第百六十三条の五十二第三項」を、「第百六十条第一項」の下に「、第百六十三条の五十二第一項」を加える。